

令和5年 10月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和5年10月23日 午後2時 日光市役所本庁舎大会議室

出席農業委員	11名	1番 川村 耕一 2番 手塚 幸子 3番 高橋 和子 4番 福田 絹江 5番 斎藤 敏夫 6番 加藤 英利 7番 神山 隆治 8番 増 淵 勝 9番 高橋久美子 10番 小池 毅 11番 渡邊 悦子
欠席農業委員	なし	
出席推進委員	17名	12番 柏 木 武 14番 大島一比古 15番 富田 順子 16番 福田 正明 18番 村 上 隆 19番 酒 主 学 20番 星野由起夫 21番 西 巻 光次 22番 福田 浩一 23番 柴田 洋一 24番 吉原 浩之 26番 福田 隆夫 27番 大島 昭吾 28番 阿久津文枝 29番 大貫 宣秀 30番 佐藤 修一 31番 小倉 政一
欠席推進委員	13番 福田富美男 17番 神山 守 25番 福田 重勝	
傍 聴 人	なし	

第1	—	議事録署名人の指名
第2	—	会期の決定
第3	報告第25号	農地法第5条の規定による許可書の交付について
第4	報告第26号	農地法第18条（通知）について
第5	議案第66号	農地法第4条の規定による許可申請について
第6	議案第67号	農地法第5条の規定による許可申請について
第7	議案第68号	非農地証明願について
第8	議案第69号	農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について

小又一美事務局長

それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。
農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。
また、推進委員の福田富美男委員、神山守委員、福田重勝委員から欠席する旨の届出があり、推進委員につきましては、20名中17名の出席であります。
また、本日の傍聴人は、いらっしゃいません。

福田 絹江 議長

ただ今から、令和5年10月 日光市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程について、事務局長に朗読させます。

小又一美事務局長

（ 議事日程を朗読 ）

福田 絹江 議長 日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、議長において指名をいたしたいと思います。9番 高橋久美子委員、10番 小池毅委員を指名いたします。

福田 絹江 議長 日程第2「会期の決定」を行います。
本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし。」との声あり。)
ご異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決めます。
それでは、議事に入ります。
なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど、簡潔に説明をお願いします。

福田 絹江 議長 日程第3、報告第25号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
(鯉沼慶主査挙手)
はい、鯉沼主査。

鯉 沼 慶 主 査 総会資料1から2ページをお開き下さい。
報告第25号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。
先月の5条申請は4件ございました。許可書につきましても4件交付いたしました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は総会資料のとおりです。総会審議日は令和5年9月22日。
許可日および指令番号につきましては、令和5年9月22日、日農委指令第5-30号から33号で許可書を発行しております。
以上でございます。

福田 絹江 議長 報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。
(「なし。」との声あり)
それでは、次に移ります。

福田 絹江 議長 日程第4、報告第26号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
(小又一美事務局長挙手)
はい、小又事務局長。

小 又 一 美 事 務 局 長 報告第26号 農地法第18条(通知)について、ご説明いたします。
総会資料は、3ページから4ページとなります。
本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は3件で、すべて市農業公社扱いの解約となります。
以上ご報告いたします。

福田 絹江 議長 報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。
(「なし。」との声あり)
それでは、次に移ります。

福田 絹江 議長 日程第5、議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請について」

を議題といたします。

今月の現地調査は、意見要請活動部会が担当しております。はじめに川村部会長から全体説明をお願いします。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村部会長。

今月の現地調査は10月19日に2班体制で行いました。

第1班は、高橋和子副部会長、福田正明委員、福田浩一委員が担当しました。第2班は、川村、酒主委員、吉原委員、福田絹江会長が担当しました。

案件の内容は、4条申請が1件、5条申請が4件、非農地証明願が2件で合計7件を現地調査しました。

担当については、5ページ4条申請の1番は福田浩一委員、6ページ5条の1番と2番は酒主委員、7ページ3番と4番は吉原委員、8ページの非農地証明願の1番と2番は福田正明委員が報告します

以上となります。

ありがとうございました。

それでは、番号1番について、担当委員の報告を求めます。

(福田浩一推進委員挙手)

はい、福田委員。

わたしは総会資料5ページ、議案第66号の1番を担当いたしました。申請人及び申請地等は資料のとおりです。

本申請は日光市栗原地内におきまして、駐車場を目的として転用する4条申請です。

位置図による説明です。国道121号線の栗原交差点から北西へ200メートルに位置します。

案内図による説明です。栗原交差点から北西へ150メートル、西へ100メートルほど進んだところに申請地があります。

公図による説明です。登記簿地目、現況ともに田です。

周囲の状況は、東側は畑、西側は道路、南側は道路、北側は田です。

土地利用計画図による説明です。

申請人は妻と二人で暮らしておりますが、農地の管理が体力的にも難しくなってきたため、月極駐車場として利用することを計画しました。周辺には住宅やアパートが点在しており、近隣から駐車場として利用したいという要望もあり、申請に至りました。

現地には測量士、行政書士の2名が立ち会いました。申請地を駐車場にする計画です。給排水はなく、周囲には公共下水道もありません。雨水は敷地内浸透処理とします。

しばらくの間作付けはしておらず、草刈りをしていた状況ですが、草刈りもそろそろできなくなるということで計画をしたとのこと。

以上のことから周りに及ぼす影響もないと思われまますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

ありがとうございました。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。

(高橋和子農業委員挙手)

はい、高橋和子副部会長。

申請人は老齢のため、農地としての管理が難しくなっており、また近隣の駐車場としての要望が多数あるため申請したとのこと。

福田絹江議長 周囲に及ぼす影響もないため、許可相当との部会統一見解です。ご審議お願いいたします。

福田絹江議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

福田絹江議長 (「なし」の声あり)
それでは質疑を終結し、採決いたします。

福田絹江議長 番号1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

福田絹江議長 (全員挙手)
挙手全員であります。
よって、番号1番は、原案のとおり許可とすることに決しました。
それでは、次に移ります。

福田絹江議長 日程第6、議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について、担当委員の報告を求めます。

酒主学推進委員 (酒主学推進委員挙手)
はい、酒主委員。
わたしは、総会資料6ページ、議案第67号の1番を担当しました。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。
本申請は、日光市板橋地内において、賃貸借により太陽光発電設備を目的とした5条申請です。
位置図による説明です。申請地は落合中学校から北東800メートルに位置します。
案内図による説明です。落合中学校から東へ600メートル、北へ550メートルほど進み、西側に入ったところに申請地があります。
公図による説明です。登記簿地目、現況ともに畑です。
周囲の状況は、東側は雑種地、西側は畑、南側は畑、北側は道路です。
土地利用計画図による説明です。
現地には申請人のソーラー設置業者1名が立ち会いました。申請地を太陽光発電設備に利用する計画です。太陽光パネル528枚を設置し、最大出力92.4キロワットになります。架台はアルミ製で打ち込み式となります。周囲にはネットフェンスを設置します。給排水はありません。雨水は敷地内浸透処理とします。
隣接地にも太陽光発電設備が設置してありますが他社の物です。似たような設備を設置するとのことでした。南側の畑ではそばを作付けしております。
以上のことから周りに及ぼす影響もないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

福田絹江議長 以上です。
ありがとうございました。
次に、現地調査後の検討・協議の結果について報告願ひます。

川村耕一農業委員 (川村耕一農業委員挙手)
はい、川村部会長。
ここは草がかなり繁茂して、隣にも太陽光発電設備がありますので、太陽光発電設備を設置するには問題はないかと思われまます。南側にそば畑がありますが、そば畑に雨水等が行かないように土手を築く対応をします。部会としましては問題ないとの統一見解ですので、ご審議の

福田絹江議長 ほど、よろしく願いいたします。

福田絹江議長 ただいま、報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

福田絹江議長 (「なし。」の声あり。)
それでは、採決に移ります。

福田絹江議長 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

福田絹江議長 挙手全員であります。
番号1番について、原案のとおり許可することに決しました。

福田絹江議長 続きまして、番号2番について、担当委員の報告を求めます。
(酒主学推進委員挙手)

酒主学推進委員 はい、酒主委員。
わたしは、総会資料6ページ議案第67号2番を担当いたしました。
譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。
本申請は、日光市森友地内におきまして、売買により一般住宅を目的とした5条申請です。
位置図による説明です。申請地は、国道119号線の下森友北交差点から北西へ200メートルに位置します。
案内図による説明です。国道119号線の下森友北交差点から北西へ200メートル、北東へ100メートルほど進み、東側に入ったところに申請地があります。
公図による説明です。登記簿地目、現況ともに畑です。
周囲の状況は、東側は雑種地、西側は道路、南側は田、北側は畑です。
土地利用計画図による説明です。現地には譲受人2名、行政書士2名が立ち会いました。申請地を一般住宅に利用する計画です。建築面積96.88平方メートルの木造・平家建住宅を建築する計画です。周囲はコンクリートブロックで擁壁を設置します。給排水は公共の上下水道を利用します。雨水は敷地内浸透処理とします。
以上のことから、周りにも影響がないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

福田絹江議長 ありがとうございます。
次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。
(川村耕一農業委員挙手)

川村耕一農業委員 はい、川村部会長。
説明がありましたとおり、周りは擁壁で囲み、周りに及ぼす影響もないと思います。ご審議のほどよろしく願いします。

福田絹江議長 ありがとうございます。
報告並びに、現地調査後の、部会の報告も終わりました。
ここで、意見要請活動部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。

福田絹江議長 (「なし。」の声あり。)
他に何かありましたら、お受けいたします。

福田絹江議長 (「なし。」の声あり。)
それでは、採決に移ります。
番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙

手を求めます。
(全員挙手)
福田絹江議長 挙手全員でございます。
よって、番号2番について、原案のとおり許可すること決しました。

福田絹江議長 続きまして、番号3番について、担当委員の報告を求めます。
(吉原浩之推進委員挙手)
はい、吉原委員。

吉原浩之推進委員 わたしは、総会資料7ページ議案第67号3番を担当いたしました。
譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。
本申請は、日光市森友地内におきまして、売買により駐車場を目的とした5条申請です。
位置図による説明です。森友地内、今市工業高校から南西へ500メートルに位置します。
案内図による説明です。今市工業高校から南に500メートル、西へ450メートルほど進んだところに申請地があります。
公図による説明です。登記簿地目、現況ともに畑です。
周囲の状況は、東側は道路、西側は雑種地、南側は道路、北側は宅地です。
現地には行政書士1名が立ち会いました。申請地を駐車場にする計画でくい打ちがしてありました。
申請人は平成10年に個人事業主として起業して以来、食品加工工場の機械メンテナンス業を営んでいますが、業務用の駐車場がなく、困窮しておりました。今回、事務所の隣接地を購入し、業務用の駐車場とする計画でしたが、近隣住民から駐車場として貸してほしいとの要望もあることから、併せて月極駐車場としても賃貸する計画といたく申請に至りました。
申請地の北側を1台分の月極駐車場とし、南側を業務用の駐車場とする計画です。給排水はありません。敷地内は砂利敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とします。
なお、今回の申請地については、隣接地も駐車場にすることから砂利敷きにしてしまっていたため、始末書が添付されております。
以上のことから、周りに及ぼす影響は無いと考えられます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

福田絹江議長 ありがとうございます。
次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。
(川村耕一農業委員挙手)
はい、川村部会長

川村耕一農業委員 現地は砂利が敷いてある状態でした。このまま駐車場として使うとのことでした。砂利が敷いてあるため、始末書も添付されており、周りに及ぼす影響は無いと考えられます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

福田絹江議長 ありがとうございます。
報告並びに、現地調査後の報告も終わりました。
ここで、意見要請活動部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。
(加藤英利農業委員挙手)
はい、加藤委員。

加藤英利農業委員 事務局に質問します。既に砂利を敷いてあったような場合、申請人は申し出てくるのでしょうか。

福田絹江議長 事務局お願いします。

(小又一美事務局長挙手)

小又一美事務局長 はい、小又事務局長。

福田絹江議長 ただいまのご質疑でございますが、今回のケースに関しては申請時に既に碎石を敷いていると話があり、併せてどうしたらよいかという相談のもとに始末書の提出をする必要があると指導し、添付をした次第でございます。

加藤英利農業委員 ただいまの説明でよろしいでしょうか。

福田絹江議長 はい。

福田絹江議長 他に何かありましたら、お受けいたします。

福田絹江議長 (「なし。」の声あり。)

福田絹江議長 それでは、採決に移ります。

福田絹江議長 番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

福田絹江議長 (全員挙手)

福田絹江議長 挙手全員でございます。

福田絹江議長 よって、番号3番について、原案のとおり許可すること決しました。

福田絹江議長 続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

吉原浩之推進委員 (吉原浩之推進委員挙手)

吉原浩之推進委員 はい、吉原委員。

吉原浩之推進委員 わたしは総会資料7ページ議案67号の4番を担当しました。

吉原浩之推進委員 譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。

吉原浩之推進委員 本申請は、日光市木和田島地内におきまして、建築条件付分譲地を目的とした5条申請です。

吉原浩之推進委員 位置図による説明です。JR日光線下野大沢駅から東へ500メートルに位置します。

吉原浩之推進委員 案内図による説明です。JR日光線下野大沢駅から東へ400メートル、南東へ150メートルほど進んだところに申請地があります。

吉原浩之推進委員 公図による説明です。登記簿地目、現況ともに畑です。

吉原浩之推進委員 周囲の状況は、東側は道路、西側は水路、南側は道路、北側は宅地です。

吉原浩之推進委員 土地利用計画図による説明です。

吉原浩之推進委員 現地には譲受人、行政書士が立ち会いました。申請地を分譲地として利用する計画でくい打ちがしてありました。

吉原浩之推進委員 今回、申請地を買い受け、条件付き住宅用地として利用したいということで譲受人が申請しました。

吉原浩之推進委員 給排水は公共の上下水道を利用します。雨水は敷地内浸透処理とします。申請地に4区画の分譲地を計画しています。

福田絹江議長 以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

福田絹江議長 ありがとうございます。

福田絹江議長 それでは、次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。

福田絹江議長 (川村耕一農業委員挙手)

福田絹江議長 はい、川村部会長。

川村耕一農業委員	隣接の宅地との間に防草シートが貼ってありますが、これまで境界ははっきりしていなかったところでしたが、今回境界がはっきりしたため、境界の線が防草シートよりも申請者の土地側になっています。
	擁壁を建てて分譲するということで、周りに及ぼす影響もないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。
福田絹江議長	ありがとうございました。 報告並びに、現地調査後の報告も終わりました。 ここで、意見要請活動部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。
	(小池毅農業委員挙手)
	はい、小池委員。
小池毅農業委員	建築条件の中身を教えていただきたいです。
福田絹江議長	事務局お願いします。
	(鯉沼慶主査挙手)
	はい、鯉沼主査。
鯉沼慶主査	通常の更地の分譲地ですと用途区域内の3種農地しか認められないのですが、それ以外の2種農地や用途区域でない3種農地で、更地で分譲する場合には建築条件付きという条件を付けて受け付けることができます。この条件ですと更地にして終わりではなく、買い手が見つからなかった時には転用事業者が建物を建てるまでやって、宅地として完了してもらうことが条件です。そのため、建物を建てる分の費用を含めた資金処理をしてもらって受け付けるものです。
高橋久美子農業委員	期限は決まっていますか
鯉沼慶主査	3か月が目安であったと思います。
福田絹江議長	ただいまの説明でよろしいですか。
小池毅農業委員	はい。
福田絹江議長	他に何かありましたら、お受けいたします。
	(「なし」の声あり)
福田絹江議長	それでは、番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
福田絹江議長	挙手全員でございます。 番号4番について、原案のとおり許可すること決しました。
福田絹江議長	日程第7、議案第68号「非農地証明願について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。
	(福田正明農業委員挙手)
	はい、福田正明委員。
福田正明推進委員	わたしは、総会資料は8ページ、議案第68号の1番を担当しました。本申請は、日光市野口地内において宅地として利用しています。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。 位置図による説明です。願出地は、野口地内、旧野口小学校から北東670メートルに位置した場所です。 案内図による説明です。今市浄水場から国道119号線を日光方面に490メートル進み、右折して旧道をさらに日光方面へ1.6キロメートルほど進んだところに願出地があります。 公図による説明です。登記簿地目は田、現況は宅地です。 建物登記事項証明書が添付されています。

現地には願い出人が立ち会いました。
願出地は、昭和5年頃から宅地として利用しており、概ね90年が経っているとのことです。
以上、証明することに問題はないと思われしますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
ありがとうございます。
それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、報告お願ひします。

福田絹江議長 (高橋和子農業委員挙手)

高橋和子農業委員 はい。高橋副部長。
宅地として利用されて90年以上たっております。非農地として証明することに何ら問題はないとの部会での統一見解です。よろしくお願ひします。

福田絹江議長 報告並びに、現地調査後の報告も終わりました。
意見要請活動部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。

福田絹江議長 (「なし」の声あり)

福田絹江議長 それでは、番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

福田絹江議長 (全員挙手)

福田絹江議長 挙手全員でございます。
よって、番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

福田絹江議長 次に、番号2番について担当委員の報告を求めます。

福田正明推進委員 (福田正明農業委員挙手)

福田正明推進委員 はい、福田正明委員。
わたしは、議案第68号の2番を担当しました。
本申請は、日光市日向地内において山林として利用しています。
願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。
位置図による説明です。
願出地は2か所あります。日向記念公園から南100メートルに位置し田場所です。もう1筆は同じく日向記念公園から790メートルに位置した場所です。
案内図による説明です。野尻大橋を渡り、県道川俣温泉川治線を550メートルほど進み、旧栗山中学校入口のほぼ前にあります。さらにそこから700メートル進んだところに1筆願出地があります。
公図による説明です。2筆とも登記簿地目は畑です。
現地には願出人が立ち会いました。
願出地は、昭和28年頃から山林として利用しています。
1筆目は居宅の真後ろからすぐに山になっており、山林になっていません。
2筆目も既に太い木が生えています。70年以上経過しているとのことです。
森林現況証明書が添付されておりますので、20年以上経過しております。
昔は大根などを作っていたとのことです。
願出人は森林組合に間伐をお願いしているとのことです。

以上、証明することに問題はないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

福田 絹江 議長 ありがとうございまして。

高橋和子農業委員 それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、報告お願ひします。

福田 絹江 議長 (高橋和子農業委員挙手)

高橋和子農業委員 はい。高橋副部長。

福田 絹江 議長 申請地は斜面であり、立派な杉がきれいに並んでいました。非農地証明に何ら問題はないとの部会での統一見解です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

福田 絹江 議長 報告並びに、現地調査後の報告も終わりました。

加藤英利農業委員 意見要請活動部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。

福田 絹江 議長 (加藤英利農業委員挙手)

加藤英利農業委員 はい、加藤委員。

福田 絹江 議長 木についている赤い印は何ですか。

加藤英利農業委員 願出人が、境目の目印としてテープを巻いたものです。

福田 絹江 議長 拡幅工事になる計画などはありますか。

加藤英利農業委員 現在はありません。

福田 絹江 議長 他に何かありましたら、お受けいたします。

福田 絹江 議長 (「なし」の声あり)

福田 絹江 議長 それでは、番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

福田 絹江 議長 (全員挙手)

福田 絹江 議長 挙手全員でございまして。

福田 絹江 議長 よって、番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

福田 絹江 議長 日程第8、議案第69号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

小又一美事務局長 (小又一美事務局長挙手)

小又一美事務局長 はい、小又事務局長。

小又一美事務局長 議案第69号 「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。

小又一美事務局長 本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。

小又一美事務局長 今月は、『利用権設定』の案件になります。総会資料は9ページから13ページになります。

小又一美事務局長 件数は9件、面積合計は37筆で59.78平方メートルとなります。

小又一美事務局長 内訳は、申請のすべてが日光市農業公社扱いの案件で、新規が5件、更新が4件となっております。「設定をする者（貸人）」・「設定を受ける者（借人）」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。

小又一美事務局長 以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願ひいたします。

福田 絹江 議長 説明が終わりました。

ここで、ご質問等ございましたらお受けいたします。ご質問等ございましたらお受けいたします。

(増渚勝農業委員挙手)

増渚勝農業委員
福田絹江議長

はい、増渚委員。

8番の借賃が「－」になっているがどういう理由ですか。
事務局お願いします。

(小又一美事務局長挙手)

小又一美事務局長
福田絹江議長

はい、小又事務局長。

賃借料0円の利用権設定です。

他に何かありましたら、お受けいたします。

(「なし」の声あり)

福田絹江議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

議案第69号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

福田絹江議長

挙手全員であります。

よって、議案第69号については、原案のとおり決定することに決しました。

福田絹江議長

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。ありがとうございました。

これをもちまして、令和5年10月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後3時22分